

海田町告示第 3 6 号

海田町産後ケア事業等利用者自己負担額助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町産後ケア事業等利用者自己負担額助成事業実施要綱の一部を改正する
告示

海田町産後ケア事業等利用者自己負担額助成事業実施要綱（平成 2 9 年海田町告示第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「産後ママ」を「産後親子」に改める。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「助成の額の特例」を付し、附則に次の 3 項を加える。

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間に海田町産後ケア事業等のサービス（第 2 条第 1 号から第 3 号までの業務に限る。）を利用した者に係る助成の額については、第 1 条及び第 4 条の規定にかかわらず、海田町産後ケア事業等に要した利用者自己負担額のうち、利用者実費負担分を除いた額から 2, 5 0 0 円を控除した額の 2 分の 1 の額に 2, 5 0 0 円を加えた額とする。

4 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間に海田町産後ケア事業等のサービス（第 2 条第 4 号及び第 5 号の業務に限る。）を利用した者に係る助成の額については、第 1 条及び第 4 条の規定にかかわらず、海田町産後ケア事業等に要した利用者自己負担額のうち、使用者実費負担分を除いた額の全額とする。

（令和 8 年度利用分に係る様式の特例）

5 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間に海田町産後ケア事業等のサービスを利用した者が助成を受けようとする場合に提出する海田町産後ケア事業等利用者自己負担額助成申請書の様式は、第 5 条の規定にかかわらず、附則様式にするものとする。

別記様式第 1 号中「7, 5 0 0 円」を「8, 7 5 0 円」に、「3, 7 5 0 円」を「4,

500円」に、「2,750円」を「3,250円」に、「産後ママ」を「産後親子」に
改め、同様式の次に次の1様式を加える。

海田町産後ケア事業等利用者自己負担額助成申請書

年 月 日

海 田 町 長 様

申請者氏名

関係書類を添えて、次のとおり産後ケア事業等の利用者自己負担額の助成を申請します。

		(ふ り が な) 氏 名		生 年 月 日		
助 成 申 請 者	氏 名	()		年 月 日 (歳)		
	乳 児	()		年 月 日 (か月)		
	住 所	〒 7 3 6 - 安芸郡海田町 電話 ()				
助 成 申 請 額		円 【内訳】 ※海田町産後ケア事業等の利用者自己負担額のうち、利用者実費負担分を除く ☐ 宿泊型サービス 5, 6 2 5 円 × 日 = 円 . . . ① (年 月 日 ~ 月 日分) ☐ デイケア型サービス 3, 5 0 0 円 × 日 = 円 . . . ② (利用日 :) ☐ アウトリーチ型サービス 2, 8 7 5 円 × 回 = 円 . . . ③ (利用日 :) ☐ 産後ヘルパー 7 5 0 円 × 日 = 円 . . . ④ 5 0 0 円 × 日 = 円 . . . ⑤ (利用日 :) ☐ 産後親子のための休憩室（滞在型） 5 0 0 円 × 日 = 円 . . . ⑥ (利用日 :) 助成申請額 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ = 円				
振 込 先 (※)	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協 店・所				
	預 金 種 別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		()	
	口 座 番 号					(左詰記入)

※振込先は、申請者が口座名義人となっている口座です。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別記様式第１号の規定は、令和８年４月１日以降の産後ケア事業等のサービスの利用に係る助成の申請について適用し、同日前の産後ケア事業等のサービスの利用に係る助成の申請については、なお従前の例による。